

喜劇団・笑劇波オフィシャルファンクラブ 笑応会 にご入会いただく前に、以下の会員規約を必ず全てお読みください。規約に同意していただけない場合は笑応会への入会お申し込みを受け付けることができません。

## 第1条（目的）

笑応会（以下、当会）は、喜劇団・笑劇波を応援する会員によって構成され、喜劇団・笑劇波を応援することを目的とします。

## 第2条（入会）

本規約における会員とは、本規約を承諾の上、当会の指定する手続きに基づき入会を申し込み、以下の全てを満たすものとします。なお、入会方法の如何を問わず当会に会費を入金した時点で全てこの規約に同意したものとみなします。

- ①入会申し込みの際、申告する住所・氏名・生年月日・連絡先等登録情報の全ての項目に関して虚偽の申告がないこと、また誤記・記入漏れがないこと
- ②インターネットを利用しない場合、当会が通知する全ての情報を受け取れないこと、情報伝達に遅れが生じること、会員特典の一部を受けられないこと、もしくはサービスに関する十分な案内を受けられない等の可能性に同意したこと
- ③個人で楽しむ以外の目的（商業目的等）ではないこと
- ④過去に当会において本規約第6条1項に違反し退会処分とされたことがないこと
- ⑤当会が必要と判断した場合、求めに応じて身分証明書またはその写しを当会に提示すること
- ⑥暴力団・暴力団関係企業または団体その他の反社会的組織に所属およびこれらと密接な関係を有さないこと

## 第3条（定型約款の変更）

当会は、民法第548条4の規定により、当会が判断する方法で規約を変更する旨、変更後の規約の内容、変更の効力発生時期を表示して周知することにより改定することができます。

## 第4条（会費および会員資格期間）

- 1.会員は、入会金 1000 円（初年度のみ）および年会費 4000 円を入金することで会員資格が認められます。  
なお、振込手数料はご自身でご負担ください。
- 2.会員資格は、入会手続きが完了した年度の 3月末日までを有効期限とします。1月から 2月末日までに次年度の年会費を入金することで更新手続きが完了し、1年ごとに会員資格を有することができます。なお、入金忘れ等で年会費の振り込みが3月以降になった場合でも更新手続きを受け付けますが会報等の発送が遅れる場合があります。
- 3.1月以降に新規入会手続きをした場合は次年度の4月1日から3月末日までが有効資格期間となります。
- 4.会員が年会費を入金しないまま次年度の12月末日を過ぎた場合は退会したものとみなします。
- 5.会員が会員資格期間中に退会する場合には、記載の連絡先まで申し出ることで退会手続きを行います。  
ただしこの場合、入会金および年会費は返還致しません。
- 6.退会後に再度入会を希望する場合は、入会金・年会費が再度発生します。
- 7.会員証を紛失した場合、再発行料 500 円入金することで新しい会員証が発行されます。

（裏面もご覧ください。）

## 第5条（会員特典）

会員は、以下の会員特典を受けることができます。なお、会員特典は隨時変更される可能性があります。

- ①会員証の発行（毎年度発行、現年度以外の会員証は効力を有しません）
- ②ファンクラブ会員限定ライブの抽選申し込み
- ③会報の送付

## 第6条（禁止事項および退会処分）

1.会員は、以下に該当する行為をおこなってはならないものとし、禁止行為を行った場合は退会処分とします。

- ①有償無償を問わず、会員特典により得られた会員限定ライブの参加権、会員証の譲渡・共有・転売・貸与すること
- ②当会における営利活動およびこれに準ずる行為、ならびに政治・選挙・宗教に関する行為
- ③当会を通じて入手した全てのデータ（情報、文章、写真、イラスト、グッズ等）を無断複製・転載・再配布する行為
- ④法令または公序良俗に違反する行為（当会や会員に対する暴言・強要・脅迫等を含む）
- ⑤会員の登録情報に虚偽が判明した場合
- ⑥その他当会が不適切だと判断した場合

2.前項に違反し退会処分となつても、入会金および年会費等は返還致しません。

3.退会処分となった時点で当該者の会員証は無効とします。

## 第7条（個人情報の取扱いについて）

当会は、会員に関する個人情報を当会以外の目的のために利用しないとともに、会員の事前の了承なく第三者に開示・提供等一切しないものとします。

## 第8条（免責事項）

- 1.当会は、天災地変、法令・行政指導、事故、疾病、不可抗力等によりサービスを提供することができない場合には、その責任が免除されます。
- 2.会員に生じた損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題及び損害について、当会に故意または重過失のある場合を除きいかなる責任も負いません。

## 第9条（紛争解決手段）

- 1.本規約に定めが無い場合、解釈に疑義がある場合または会員に重大な損害が生じた場合は、当会と会員との間で双方誠意をもって協議し解決するものとします。
- 2.前項による協議をしても紛争が解決せず訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

この規約は、2025年4月1日より施行します。

サウスフラットショウタイム株式会社  
〒470-0331  
愛知県豊田市平戸橋町波岩7番地7  
TEL 0565-77-5734  
Mail nanpei@showgekiha.com